

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年6月15日

水曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

- 候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数 1
- 参議院選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿登録 2

告 示

富山県選挙管理委員会告示第35号

候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、令和4年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙の富山県選挙区において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和4年6月15日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称		回数
テレビジョン放送	株式会社チューリップテレビ	1
	北日本放送株式会社	1
	富山テレビ放送株式会社	1
ラジオ放送	北日本放送株式会社	1

富山県選挙管理委員会告示第36号

参議院選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿登録について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第22条第3項の規定により、令和4年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和4年6月15日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

被登録資格の決定の基準となる日

令和4年6月21日。ただし、年齢については、令和4年7月10日